

立川市西武立川駅北口第二有料自転車駐車場
指定管理者候補者の選定について

答 申

令和3年9月30日

立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会

令和3年6月28日付立ま交第485号により、立川市長から、「立川市西武立川駅北口第二有料自転車駐車場の指定管理者候補者の選定について」、本審査会会長あてに、下記団体を公募によらない選定による指定管理者候補者としてほしい旨の諮問を受けましたので、次のとおり答申をいたします。

記

1 審査結果

本審査会では、施設の設置目的を考慮し、指定管理者制度の趣旨をふまえ、公正かつ適正な視点から厳正に審査を行った結果、施設の性格や事業の内容等に鑑み、当該施設については、下記団体が指定管理者候補者として相応しいものと判断いたしました。

(1) 公の施設の名称及び位置、指定管理者候補者名

公の施設の名称及び位置	指定管理者候補者名及び主たる事務所の所在地
立川市西武立川駅北口第二有料自転車駐車場 立川市西砂町1丁目45番地の9	サイカパーキング株式会社 東京都中央区日本橋小網町7番2号

(2) 指定期間

令和4年2月1日から令和6年3月31日まで

○ なお、答申に際し次のとおり意見を付します。

【付帯意見】

- ・ 新規雇用に対する人材教育の工夫をさらに検討されたい。
- ・ 事業者の工夫による自転車の交通安全教室の取組を検討されたい。
- ・ W e b で定期利用の新規申込・更新ができる非接触型サービスの運営に期待する。

2 審査会日時

日 時	議事内容
令和3年6月28日(月) 18時00分から	<ul style="list-style-type: none">・ 諮問・ 特命理由、施設概要、業務内容、仕様等の説明・ 書類審査・ 事業者による事業計画の説明・ 協議、審査・ 答申案の協議・ その他

3 審査の経過

公募によらず、サイカパーキング株式会社を特命で指定管理者とする理由として、当該施設は、現在同事業者が指定管理者として4施設を管理・運営する立川市自転車等駐車場（第2ブロック）のエリア内に包含されており、近接の自転車等駐車場との一括管理を行うことによって、利用者の安全で良好な利用環境を図ることやスケールメリットを發揮した効率的な管理運営を行うことやできる点などについて、市から説明がありました。

さらに、市から施設及び事業の概要、仕様等について説明を受けた後、書類審査を行いました。

そこでは、夜間利用における照明の設置状況や人員配置計画の勤務体制（ローテーション等）についての質疑がありました。

その後、事業者による事業計画の説明があり、事業者に対して質疑を行いました。

ここでは、管理人が不在となる時間帯の利用者問い合わせ対応、収支計画表の内訳、外国人利用者への対応、交通安全教室の実施状況などについての質疑がありました。

これらをふまえ、審査では、当該事業者について、①市民の平等かつ公平な利用が確保されるか、②施設の効用が最大限發揮されるか、③管理に要する経費の縮減が図れるか、④管理を安定して行う物的及び人的能力を有しているか、などの視点から協議を行いました。

その際、新規雇用に対する人材教育の工夫、コロナ禍における事業者ノウハウの活用などの意見がありました。

4 審査会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験を有する者	(会長) 長 野 基	大学准教授
〃	(副会長) 鴛 海 量 良	公認会計士
〃	坂 井 聖	税理士
〃	田 中 奈々子	社会保険労務士
市 民	杉 田 研 一	公募
〃	武 江 俊 江	公募
〃	宮 本 直 樹	公募